

まちづくり支援強化法案

<予算関係法律案>

(正式名称)都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

地域住民・企業等が主体となったまちづくり事業・活動を推進するため新たな無利子貸付制度や協定制度を創設するとともに、まちづくり交付金による支援の充実を図る。

施策の背景

- 人口減少・高齢化、景気後退等により、地方都市を中心にまちの魅力・活力の悪化が急速に進展
- まちづくり会社、NPOなど地域における新たなまちづくり主体の活動が活発化
- 個人や企業が所有する公共的空間の重要性の高まり



民間主体のまちづくりの推進による地域の元気回復が喫緊の課題に

概要

地域住民・企業等によるまちづくり事業・活動への支援強化

まちづくり会社、まちづくり公社等への資金支援等

- 空き地・空き店舗の活用、駐車場の整備等のハード事業に対する無利子貸付制度 <都市環境維持・改善事業資金:20億円>



駐車場の整備



中心市街地の古い蔵の再生

- まちづくりのソフトな活動に対する補助制度 <エリアマネジメント支援事業:1.5億円>



屋外広告物マネジメント



オープンカフェの設置

- 市町村の指定を受けたNPO等による身近な都市計画の提案制度の創設

まちづくりのルールを第三者（ファンド等）にも適用

- 歩行者ネットワーク協定の創設

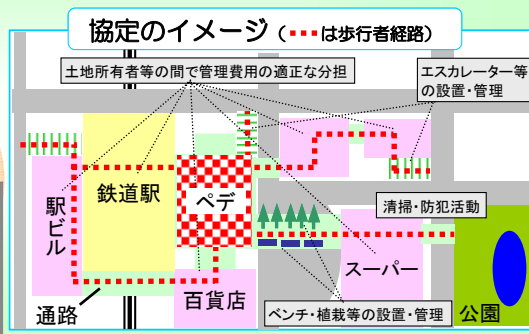
快適な公共空間を実現するための歩行者ネットワーク(歩行者デッキ、地下歩道、歩行者専用通路等)の整備又は管理に関する協定

- ・管理費用の適正な分担
- ・清掃・防犯活動
- ・ベンチ、植栽、エスカレーター等の設置・管理
- ・歩行者ネットワークの存続 等

歩行者デッキの維持管理



清掃・防犯活動



承継効で担保

まちづくり交付金による支援の充実

- 国として特に推進すべき施策に関して交付率の引き上げ <2332億円>



中心市街地活性化



歴史まちづくり



交通まちづくり